

(変更等)指定給水装置工事事業者提出書類一覧【個人事業主の場合】

- ① 表中の○印の書類が必要です。
提出書類がそろっているか提出前に必ず確認の上、提出書類と一緒にこの一覧も提出してください。
- ② 「法人」か「個人」を問わず事業者の承継は一切できません。この場合は、廃止届→新規申請の手続きをとってください。
事業者の承継となる例
例1) 「個人」から「個人」への相続
例2) 「個人」から「法人」への組織化（「法人」から「個人」への場合も同様）
例3) 「法人」から「法人」への営業譲渡
- ③ 変更年月日(変更発生日)から30日を超えて届け出る場合は、別途「遅延理由書」(任意様式)を添付してください。

業者 チェック欄	上下水道局 チェック欄	提出書類	変更があった指定事項			注記
			事業所の名称 及び所在地	氏名又は名称 及び住所	主任技術者の 氏名又は 交付を受け た免状の交 付番号	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	指定給水装置工事事業者 提出書類一覧 (本紙)	○	○	○	業者チェック欄に☑を入れた状態で 提出してください。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	指定給水装置工事事業者 指定事項変更届出書 (様式第十)	○	※1 ○	○	記入例を参照してください。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	住民票の写し	※2 ○	○	—	発行日から3ヶ月以内のもの(原本) ※コピー不可
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	給水装置工事主任技術者の 免状の写し	—	—	○	「給水装置工事主任技術者証の写し」の添付でも可能

※1 氏名の変更とは、代表者の名字等の変更のことで、代表者が別人になる場合は、廃止届→新規申請の手続きをとること

※2 自宅兼事業所の場合のみ提出すること

業者 チェック欄	上下水道局 チェック欄	提出書類	その他の届出等			注記
			主任技術者の 選任と解任	事業の廃止、 休止、再開	証書 再交付	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	指定給水装置工事事業者 提出書類一覧 (本紙)	○	○	○	業者チェック欄に☑を入れた状態で 提出してください。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	給水装置工事主任技術者 選任・解任届出書 (様式第三)	※3 ○	—	—	記入例を参照してください。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	指定給水装置工事事業者 [廃止・休止・再開]届出書 (様式第十一)	—	○	—	記入例を参照してください。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	豊中市上下水道局指定給 水装置工事事業者証書再 交付申請書	—	—	※4 ○	記入例を参照してください。 証書再交付手数料 2,000円
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	交付済みの指定給水装置 工事事業者証書	—	○	○	添付できない理由:

※3 選任の場合は「給水装置工事主任技術者の免状の写し」の添付が必要

※4 証書再交付手数料(2,000円)は、申請日の当日に納付していただきます。

業者名: _____